

## 平成21年度 第2回流山市福祉施策審議会 議事要旨

日時 平成21年10月13日(火) 午後2時～4時

場所 流山市役所 第1・2委員会室

### 次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題 (1)流山市次世代育成支援行動計画(後期)計画素案(たたき台)について  
(2)その他
4. 閉会

### 出席委員及び職員

会長・・・米山 孝平

委員・・・臼井 みどり      漆原 雄一      渡部 昭      松本 裕美  
                 山崎 秀雄      中 登      大野 トシ子      寺田 伸一  
                 横尾 裕      坂口 洋      中澤 金司

事務局・・・子ども家庭部長 沼澤 輝義      子ども家庭課長 針ヶ谷 勉  
                 保育課長 宮島 芳行      子ども政策室長 矢野 和彦  
                 子ども政策室主査 根本 貴章  
                 社会福祉課健康福祉政策室長 友野 哲雄  
                 社会福祉課健康福祉政策室主査 海老原 芳夫

傍聴人・・・なし

## 会議の内容

### (1) 流山市次世代育成支援行動計画（後期）素案について （事務局から説明）

委員： P56 の 18 公立保育所民営化について、反対です。耐震による建替えと、公立保育所の民営化は全く別の問題だと考えます。

流山市にある保育所は、昭和30、40年代に建てられたため、緊急に耐震対策をとっていただきたいという要望に対して、予算がないとの回答でした。安心子ども基金は、社会福祉法人等が運営する保育所のみに使われるため、第2次補正予算は公立保育所のために使うということなので、これで公立保育所の耐震整備ができるのではないですか。

もし、公立保育所を民営化するのであれば、流山幼稚園の際にも保護者から反対があったように、保護者の感情を考慮して協議の場や方向性を含めた説明会等を設けていただきたい。また、公立の保育所では、先生の給与基準や、人数・安全基準等が守られると思いますので、公立の保育所は公立として運営していただきたい。

事務局： 公立保育所の民営化には2つの背景があります。1つ目は、保育所は社会福祉法・児童福祉法によって規定された施設なので、設置には明確な規定があります。その下で運営しているため、現在流山市に公立7箇所、私立9箇所ありますが、信頼のおける施設となっています。

2つ目の安心子ども基金ですが、整備に使われる場合、私立の整備に限られています。また、公立の保育所を運営するのは税金になりますが、私立の保育所を運営するには、国が1/2、県と市が1/4の補助でできるため将来を想定すると民営化するしかないということになります。

平成20年、21年に耐震診断を行った結果、4箇所の保育所で耐震の整備が必要であることがわかりました。建替えや運営費等のコストや法人であっても公立よりもサービスがよいなどがあるため、保護者の方に理解を頂いて、民間へ移行していきたいと考えています。保育所の総数を減らさずに、公立から民間にすることで保育所の定員を賄うという対策をとっていくことを考えています。

委員： P71 の 61 障害児教育で、養護学校となっていますが、特別支援学校に訂正をお願いします。また、P93 の 124 就学相談・指導で待機が「特機」となっているので訂正をお願いします。

また、質問が1つ、要望が2つあります。質問ですが9月5日の広報に総合計画の策定について書かれていたが、次世代育成支援計画と

総合計画の整合性はどうなっていますか。

要望ですが、P69に高校生に対する事業が記載されているが、P24では小・中学校の状況のみで高校生の状況がないので、入れていただきたい。

2つ目の要望ですが、P71の障害児教育で特別支援学校に特に触れていませんが、特別支援教室にいけない子については、柏・野田・松戸・我孫子にある特別支援学校の希望するところに振り分けられているのが現状です。流山市が将来18万都市になるのに、特別支援学校が市内にないので、市から県に設置を働きかけていくべきではないですか。また、設置について市では検討したことはありますか。

事務局： 誤字については訂正します。

1点目の総合計画との整合性については、次世代育成支援行動計画は総合計画の下位に属するので、総合計画の考え方に沿ったものとなります。前期計画の評価の時点で、関係各課には総合計画との整合性についても併せて点検をしてもらっています。

高校生のデータについてですが、流山市にある高校の生徒数となると県との兼ね合いになるため、県に確認をしておきます。

特別支援学校については、担当である指導課へいただいた意見を検討するよう伝えます。

委員： 4点ほど質問があります。

孫が通う保育園で12月に発表会があるのですが、保育園が営利団体という理由で、例年使用していた福祉会館が借りられなくなりました。保育園が営利団体というのはおかしいと思うのですがなぜですか。

2つ目ですが、近所の公園のブランコが撤去され、3月までには設置、場合によってはブランコの設置がないとの貼紙がありました。なぜですか。

3つ目ですが、お産をしている母親は延長保育が認められないということです。お産をしている間だからこその他の子の面倒をみってくれる人が必要なのに、父親の帰宅時間が遅いなどの場合、延長保育が認められないと非常に困るのではないですか。

4つ目ですが、児童センターについて、松戸市では、流山市の子どもを遊ばせることはできるのに、流山市では、流山市の子どもしか遊ばせることはできないのはなぜなのでしょう。どちらも地域の子どもの、市が違うというだけで受入ができないのは問題です。

事務局： 保育園は営利団体ではないので、利用できない理由については、福祉会館へ照会して、理由を明確にします。

公園については、安全・安心のまちづくりの視点から遊具に危険のあるものは撤去いたしました。撤去は簡単ですが、設置には時間がかかるのでもう少しお時間をいただきたい。

お産時の保育利用については、原則的には受け入れるようにしています。同居の家族の有無などの状況に応じて対応しています。しかし人件費等のコストの問題もありますので、なるべくであれば保護者の方にご理解、ご協力をいただきたい。

児童センターでの児童の受入ですが、児童センターで催し物を行っているなどで受入が難しいというとき以外は他市の子どもも受け入れています。

委員： 延長保育について、祖父母が同居していても、祖父がフルタイムで働いている等で一日中家にいるわけではないので、そういった場合にも対応していただきたい。

事務局： 保育所に事情を相談していただければ、事情によって対応することは可能です。

委員： P52・P53 では「後期での方向性」となっているが他ページのように「後期の方向性」のほうが聞こえがよいのではないのでしょうか。また、必要性などという言葉で“努力する”や“実施します”という言葉に変えていただきたい。

誤字ですが、P74 の 70 ボランティアの育成・推進で「児蛮」となっているのを「児童」と訂正してください。

P100～101 の夜間保育・つどいの広場については後期計画で目標事業量が0であるならば、計画書内に表記しなくてもいいのではないですか。

また、8時以降となっているが、紛らわしいので20時以降としていただきたい。

事務局： 文言については、現段階ではたたき台なので、統一し、“努めます”や“推進します”などに訂正します。また、次回までに精査して提示します。また、目標事業量についてですが、現段階では委員の皆様を示すために目標事業量が0の事業も記載されていますが、計画書では省く予定です。

委員： 質問が3つあります。1つ目は流山市の特色と前期計画との違いはどこですか。2つ目は目標事業量の全体の設置数等はわかりますが、地域別に設置する目標はありますか。3つ目は、子育て支援ネットワークについて、ネットワークのイメージとはどういうことですか。

事務局： 前期計画との違いについては、後期計画は前期計画を踏襲している

ため、大きな違いはありませんが、ワーク・ライフ・バランスの推進や保育所の民営化などが前期と異なります。後期計画では、前期計画の事業の継続のため今まで以上にそれぞれの事業の目標を達成していくこととなります。

目標事業量については、現在箇所数のみの表記となっていますが、子どもの人口や地区のニーズを考慮しての設置を予定しています。

ネットワークづくりについては、現在ある地域資源を活用して、いければと思っています。例えば、要保護児童について、相談所、医師会などとも協力して実施していくということが挙げられます。

委員： 後期の方向性では、「引き続き実施します」というのが多いが、事業の詳細は計画書の中に記載しないが各課へいけばわかるのですか。

事務局： 各課に評価取りまとめの際に、どのように継続していくかについて検討してもらうように依頼しているので、次回の審議会の際には、修正対応表のようなものを配布させていただきたい。

会長： 本日の素案はたたき台のため、本日出た意見を生かし最終案を作成していただきたい。